

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十四号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級地の項中

「	広島県立加計高等学校芸北分校	山県郡北広島町川小田
「	広島県立庄原格致高等学校高野山分校	庄原市高野町新市
「	広島県立加計高等学校芸北分校	山県郡北広島町川小田
改め、同表一級地の項中		
「	県立神石三和病院	神石郡神石高原町小島
「	広島西警察署上水内警察官駐在所	広島市佐伯区湯来町多田
「	木江警察署豊警察官駐在所	呉市豊町御手洗
「	木江警察署豊浜警察官駐在所	呉市豊浜町豊島
「	広島西警察署上水内警察官駐在所	広島市佐伯区湯来町多田
「	広島警察署豊警察官駐在所	呉市豊町御手洗
「	広島警察署豊浜警察官駐在所	呉市豊浜町豊島

改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。